

令和6年度ベトナム地域連携ビジネス定着支援事業 企画提案募集要領

この要領は、令和6年度ベトナム地域連携ビジネス定着支援事業を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

なお、本募集は、愛媛県の令和6年度当初予算の成立を経て実施するものであり、事業の中止や内容の変更もあるので留意すること。

1 事業の目的

県では、令和4年8月にベトナム・ベンチェ省と締結した「経済協力に関する覚書」を軸に、現地政府等との連携により、県内企業の技術・製品を用いて現地課題の解決を図るビジネスモデルを創出し、それらの事業化に向けた支援を行っている。

本事業では、事業化の見通しがある案件や具体的な連携協議が始まっている案件のフォローアップを行うほか、先進的な技術を持つ県内企業に対して現地技術研究機関と連携した基礎調査及び国予算等獲得に向けた支援を行うことで、事業化を後押しし、その後の自走につなげるとともに、令和7年度の覚書の見直しに向けて、更なる経済交流を図る。

2 事業の内容等

(1) 事業名

令和6年度ベトナム地域連携ビジネス定着支援事業

(2) 実施期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

(3) 事業の内容

別紙「仕様書」のとおり

(4) 委託料の上限額

6,875,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※本事業が実施されない場合、企画提案者はそれまでに発生した一切の費用を請求することはできない。

3 企画提案の応募資格・条件

本企画提案に参加しようとする者は、以下の資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定（一般競争入札参加者の資格）のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 国または地方自治体から競争入札の参加資格停止を受けていない者であること。
- (3) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生開始の申立て及び破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。

- (6) 愛媛県と緊密な連絡体制が構築できること。
- (7) 共同企業体で参加しようとする場合は、代表者、構成員ともに(1)～(6)の資格要件を満たすこと。なお、構成員として参加する場合、同時に単独での参加はできない。
- (8) 現地での機動的な対応ができるよう、ベトナム国内に現地法人又はパートナー企業を有すること。なお、ベトナム政府およびベンチェ省政府とのネットワークを有していることが望ましい。
- (9) 過去に類似業務の実績を有すること。
- (10) ベトナムとの貿易やビジネス取引に係る実務又は支援の実績を有し、貿易実務や商取引に関わる知見を有すること。

4 スケジュール（予定）

本募集等に係るスケジュールは次のとおり。

| 内 容 | 日 付 | 対応様式 |
|----------------|----------|-----------|
| 企画提案募集開始 | 3月12日（火） | — |
| 参加表明書及び質問書提出期限 | 3月18日（月） | 様式1, 2, 4 |
| 企画提案書提出期限 | 3月26日（火） | 様式5～7 |
| 審査会 | 3月中（予定） | — |

※上記スケジュールを変更する場合には、参加表明者に対して連絡を行う。

※各日において、受付時間は執務時間中（月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前8時30分から午後5時まで）。

5 応募書類

(1) 参加表明書の提出

提出期限 令和6年3月18日（月）午後5時まで

- ① 参加表明書（様式1） 正本1部 ※共同企業体は様式1-1を添付すること
- ② 誓約書（様式2） 正本1部 ※共同企業体は様式2-1, 2-2を添付すること
- ③ 付属書類 各1部

・会社等の概要（様式任意 既存のパンフレット等可）

※参加を取り下げる場合は、3月26日（火）までに参加辞退届（様式3）正本1部を提出すること。

(2) 質問書について

提出期限 令和6年3月18日（月）午後5時まで

① 質問書（様式4）

- ・様式を用いて電子メールにより提出すること。
- ・電子メールの件名は、「プロポーザル質問（ベトナムビジネス定着支援）」とすること。
- ・電話や口頭、受付期間外の質問は一切受け付けない。
- ・質問に対する回答は、質疑応答集を作成し、参加表明書を提出した全ての者に電子メールで送信する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(3) 企画提案書の提出

提出期限 令和6年3月26日(火)午後5時まで

① 企画提案書表紙(様式5) 正本1部

② 企画書(様式任意) 5部(うち正本1部)

- ・A4判とすること。
- ・事業仕様書に基づき、企画提案書を作成すること。
- ・具体的には、基本方針、プロジェクトの進め方、提案者のノウハウ、企画、スケジュール、実施体制等を提案し、特色が分かりやすいものとする。なお、図表等を用いることも可能である。
- ・更なる成果の向上に資する追加提案がある場合は、具体的に記載すること。
- ・企画提案に際しては、委託金額に影響を与えない範囲の内容で行うこと。

③ 費用見積書(様式6) 正本1部

- ・見積もりに係る積算内訳書を別途添付すること(様式任意)。

④ 事業の統括責任者・従事予定者一覧表(様式7) 正本1部

- ・本事業にあたって十分な経験を有する者を統括責任者とすること。
- ・参考となる履歴、資格等がある場合はその旨を記載すること。
- ・提出後の統括責任者等の変更は、愛媛県がやむ得ない事情があると認める場合を除きできないものとする。

(4) 提出方法

持参又は郵送(締切日必着)により提出すること。

なお、質問書は電子メールでの提出のみとする。

(5) 提出先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2

愛媛県経済労働部産業雇用局産業政策課

(メール：sangyoseisaku@pref.ehime.lg.jp)

※持参で提出される場合は、愛媛県松山市一番町四丁目2 NTT愛媛ビル2棟ビルにお越しください。

(6) 公正な企画提案審査の確保

- ・参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- ・参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- ・参加者は、事業予定者の選定前に、他の参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
- ・参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案審査を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案審査に参加させず、又は企画提案審査の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(7) 留意事項

- ・応募申込に要する費用は、応募者の負担とする。
- ・提出された書類は返却しない。書類は応募者に無断で二次的な使用は行わない。

- ・企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、愛媛県から書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加書類の提出を求めることがある。
- ・提案内容に含まれる特許権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。
- ・書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、原則として日本語及び日本国通貨とする。

6 委託先の選定

(1) 選定方法等

審査会を設置し、提出された企画提案書等により内容審査・評価を行った後、最低基準を満たし、かつ最も優れた提案内容を行ったものを契約候補者として選定する。

(2) プレゼンテーション

必要に応じ、時間及び実施内容等に係る詳細通知を行ったうえで、ウェブ会議によりヒアリングを実施する場合がある。

(3) 審査基準

書類審査については、次に掲げる項目を総合的に評価して行う。

| 評価項目 | 評価の着眼点 |
|----------|---|
| 提案内容の優良性 | ・具体性、妥当性、実現可能性を伴い、優れているか。 ・短期的な成果や事業の継続性、発展性が見込まれるか。 |
| 提案内容の独創性 | ・独自のかつ先進性のある提案が盛り込まれているか。 |
| 業務遂行の安定性 | ・業務遂行の実施体制は適切か。 ・業務工程ごとのスケジュールは適切か。 |
| 専門知識 | ・業務を遂行するために必要な知識、知見を有し、活用されているか。 |
| 経費 | ・業務目的、内容に即した適切な経費内訳が明記されており、妥当な業務価格であるか。 |
| 業務内容の理解度 | ・事業の目的を十分に理解した提案であるか。 |

7 欠格事項

応募者が次のいずれかの要件に該当する場合は、失格とする。

- ・民法（明治29年法律第89条）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- ・審査等に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ・本募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ・同一の応募者が二つ以上の提案書を提出した場合
- ・発表済の内容と酷似した提案を行った場合
- ・その他不正な行為があった場合

8 委託契約

(1) 契約の締結

契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、契約候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行い、県と契約候補者の双方が合意に至った場合に、契約候補者から見積書を徴し、県が定めた予定価格の範囲内であることを確認し、委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、書類審査において次点となったものを最優秀提案者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

(2) 契約条項等

別に定める契約書（※）のほか、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に準じることとする。

9 問い合わせ先

愛媛県経済労働部産業雇用局産業政策課 菅
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2
TEL : 089-912-2465 FAX : 089-912-2259
e-mail : sangyoseisaku@pref.ehime.lg.jp